

平成30年度第2回自動車整備士技能登録試験について

標記登録試験が、3月24日（日）振興会研修センターにおいて実施されました。

申請者数、受験者数は次のとおりでした。

種 目	申 請 者	受 験 者
一級小型（筆記）	7	7
二級ガソリン	42	42
二級ジーゼル	23	23
三級 シャシ	1	1
三級ガソリン	14	13
自動車 車体	2	2
合 計	89	88

=業界情報=

元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて

標記について、下記のとおり5月1日以後、元号は、「令和」を用いることとなりました。

これに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて、下記によることとなった旨が、(一社)日本自動車整備振興会連合会から通知がありましたので、お知らせします。

1. 概要

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）及び天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令（平成二十九年政令第三百二号）により、平成31年4月30日に天皇陛下が御退位され、翌5月1日に皇太子殿下が直ちに御即位されることになります。

皇位の継承に伴い、元号を改める政令が公布されることにより、本年5月1日より元号が「平成」から新元号へ変わることとなります。検査登録・整備業務等において、既に交付されている証明書やこれから申請に用いる書面等に記載する元号の取扱いを定め、検査登録・整備業務等が混乱することなく円滑に行われるようするためのものです。

2. スケジュール

公布：平成31年4月1日（元号の公表された日）

施行：平成31年5月1日

1. 既に交付済みの自動車検査証等の取扱い

- (1) 4月30日以前に交付された自動車検査証、検査標章、回送運行許可証、臨時運行許可証その他の書類に記された年月中5月1日以後の日付については、「平成31年」とあるのは「令和元年」と、「平成32年」とあるのは「令和2年」と、「平成33年」とあるのは「令和3年」と、「平成34年」とあるのは「令和4年」と、それぞれ読み替えられるものとし、平成35年以後の年についても同様に読み替えられるものとする。

従って、元号の変更を理由とした自動車検査証等の再交付は、行わないものとする。

2. 5月1日以後に交付又は返付する自動車検査証等の取扱い

- (1) 端末機出力帳票の取扱い

自動車登録検査業務電子情報処理システムの端末機で出力される書類については、全て新元号「令和」で印刷される。

- (2) 検査標章等の取扱い

イ. 自動車登録検査業務電子情報処理システムの端末機で出力される検査標章については、「令和元年」を「1」として右下に、「令和2年」を「2」として左下に、「令和3年」を「3」として左上に、「令和4年」を「4」として右上に表示し、以降順次これを繰り返すものとする。

ロ. 保安基準適合標章については、「平成」を「令和」に訂正のうえ使用するものとする。なお、この場合においては、訂正印は、必要ないものとする。

ハ. 回送運行許可証等、その他交付する書類については、全て新元号「令和」で印刷する。但し、既に「平成」で印刷済みの書類がある場合には、「平成」を「令和」に訂正のうえ使用するものとし、この場合においては、訂正印は、必要ないものとする。

- (3) 出張検査・登録等の際の取扱い

出張検査・登録又はシステムの不具合発生時等の際に既に交付済みの自動車検査証の有効期間を更新する場合においては、新たに記入する有効期間の欄中「平成」を二本線で抹消の上、「令和」に訂正し返付するものとする。

なお、この場合においては、訂正印は必要ないものとする。

3. 申請書の取扱い

- (1) OCRシートについて

イ. 元号が入力事項となっている1号、2号、3号様式の2、5号、6号、7号、21号、22号シートについては、5月1日以後は、年月日の欄の冒頭に1を記入すれば、「昭和」が入力され、2を記入すれば、「平成」が入力され、無記入の場合は、「令和」が入力されることとなるので、この点留意されたい。

ロ. 申請年月日等元号が入力事項でないものについては、申請者が「平成」を「令和」に訂正して用いた場合であって、訂正印の捺印がない場合であっても、受理して差し支えないものとし、また、申請者が「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いて差し支えないものとする。

- (2) その他の申請書類及び添付書類の取扱い

検査登録手数料納付用紙、重量税納付印紙、回送運行許可申請書等の OCR シート以外の申請書類（自動車整備士技能検定申請書、優良自動車整備事業認定申請書、運行管理者資格者証交付申請書等）及び委任状、保安基準適合証、限定保安基準適合証、完成検査終了証、排出ガス検査終了証、出荷検査証等の添付書類については、申請者又は該当書類の作成者が「平成」を「令和」に訂正し、訂正印の捺印がない場合であっても、受理して差し支えないものとし、また、当該書類が「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いて差し支えないものとする。

4. 整備命令書・点検等の勧告書の取扱い

（1）既に交付済のもの

確認期限年月日の日付が5月1日以降のもので、「平成31年」とあるのは「令和元年」と読み替えられるものとする。

（2）5月1日以降に交付するもの

様式等に既に印刷済みの「平成」を二本線で抹消し「令和」に訂正のうえ使用するものとする。なお、この場合においては、訂正印は、必要ないものとする。

また、「整備命令書」・「点検等の勧告書」等は、速やかに新様式のものに変更するものとする。

（3）整備命令・点検等の勧告を行った旨の自動車検査証への記載

新元号のゴム印等ができるまでの間は、現在使用しているゴム印の「平成」の部分を切り取り使用すること。このとき押印した後、手書き等により、「令和」と記入するものとする。

5. 点検整備記録簿等の取扱い

点検整備記録簿、分解整備記録簿及び指定整備記録簿等の年月日欄に不動文字で「平成」と印刷されているものについては、「平成」を「令和」に訂正し、訂正印の押印がない場合であっても差し支えないものとし、また、「平成」を訂正せずに用いても差し支えないものとする。

6. 点検整備済ステッカーの取扱い

点検整備済ステッカーについては、（一社）日本自動車整備振興会連合会において、別紙の通り取り扱うこととしている。

新元号「令和」に対応した点検整備済ステッカーを 7月 から販売します

政府は、一昨年12月8日閣議で、天皇陛下の退位の日にあたる特例法の施行日を今年4月30日とし、皇太子殿下が翌5月1日に即位される日程を正式に決定しました。それに伴い、即位と同日に新元号『令和』に改元が行われます。

この改元に伴い、新元号に対応する点検整備済ステッカーについて、元年（表記は1年）用と2年用の2種類を作成した上で、本年7月1日より窓口において販売を開始します。

また、現在販売中の31年及び32年の点検整備済ステッカーについては、7月1日以降も使用可能ですが、在庫にご留意し購入頂きますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、J a s p a N e w s 4月号（日整連ニュース№.653）をご参照ください。

「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」の一部改正について（電子適合証を利用した場合）

国土交通省では、「道路運送車両法施行規則及び指定自動車整備事業規則の一部を改正する省令」及び「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」の一部改正を行い、指定自動車整備事業者が保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供した場合に、保安基準適合標章を依頼者に交付するときは、自動車検査員等の押印を省略できることとともに、保安基準適合標章について電磁的方法により交付されるものの様式を新たに定めることとし、平成31年3月8日（金）より施行しました。

※ 経過措置として従前の保安基準適合標章であっても当分の間使用できることとされており、既に保有している標章専用紙であっても問題なく利用でき、かつ押印を省略できることとされております。

※ 保適証サービス利用申込済み事業場様にはすでにお知らせしております。

指定自動車整備事業者の皆様へ

指定自動車整備事業規則等の一部改正により、
指定整備事業者が交付する保安基準適合標章について、
電子適合証を利用した場合 (※)の取扱いが変更
になります。

※保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により
登録情報処理機関に提供した場合をいう。

【平成31年3月8日施行】

変更点①

- 保安基準適合標章の事業者及び自動車検査員の押印を省略可能

変更点②

- 保安基準適合標章の様式を新たに規定
- 従前の様式も使用可能

(この場合でも、事業者及び自動車検査員の押印を省略可能)

(参考)保安基準適合標章の変更箇所

(保安基準適合標章の裏面)

【従来の様式】		年 月 日 交付	
番 号		印	
指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業者の名称及び所在地			
次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを 証明する。 みほん			
検査の年月日	年 月 日	印	
自動車検査員の氏名		印	
自動車登録番号 又は車両番号			
車 台 番 号			
使 用 者	住 所		
乗 車 定 員	人	最 大 載 載 量	kg
用 途		車 両 総 重 量	kg
保 檢 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	

(保安基準適合標章の裏面)

【追加の様式】		(電子申請用)	年 月 日 交付
番 号		印	①
指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業者の名称及び所在地			
次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを 証明する。 みほん			
検査の年月日	年 月 日	印	①
自動車検査員の氏名		印	①
自動車登録番号 又は車両番号			
車 台 番 号			
使 用 者	住 所		
乗 車 定 員	人	最 大 載 載 量	kg
用 途		車 両 総 重 量	kg
保 檢 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	

【追加様式の変更箇所】

- ①「印」を削除
- ②「(電子申請用)」を追加

2019年度税制改正概要について

国土交通省及び経済産業省は、政府が昨年12月21日に「平成31年度税制改正大綱」を閣議決定したことを受け、税制改正概要を発表しました。

この中から、自動車重量税等を抜粋してお知らせします。

なお、「平成31年度国土交通省税制改正概要」の詳細は、国土交通省・経済産業省ホームページ及びJaspa News（日整連ニュース）2月号を参照してください。

車体課税の見直し

〈適用期間〉

- ・自動車取得税：2019年4月1日～2019年9月30日

- ・自動車重量税：2019年5月1日～2021年4月30日

〈適用内容〉

- ・減税対象車について、適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、特例措置が適用（1回限り）

※1 新車新規登録時免税を受けた車両については、初回継続検査時等も免税。

（車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。）

※2 新車新規登録時免税を受けた平成32年度燃費基準+90%以上を達成している車両については、初回継続検査時等も免税。（車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。）

1. 乗用車

対象・要件等		税目		特例措置の内容					
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車 ・クリーンディーゼル乗用車 (平成21年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合の乗用車)		取得税		非課税					
		重量税	新車新規検査	免税※1					
ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	燃費性能 排出ガス性能			平成32年度燃費基準					
		達成	+10%	+20%	+30%	+40%～	+90%～		
ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	取得税		20%軽減	25%軽減	50%軽減		非課税	
		重量税	新車新規検査	25%軽減		50%軽減		免税※2	

2. 軽量車（車両総重量2.5t以下のバス・トラック）

対象・要件等		税目		特例措置の内容					
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車		取得税		非課税					
		重量税	新車新規検査	免税※1					
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	燃費性能 排出ガス性能			平成27年度燃費基準					
		+5%	+10%	+15%	+20%	+25%～			
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	取得税		20%軽減	40%軽減	60%軽減	80%軽減	非課税	
		重量税	新車新規検査	25%軽減		50%軽減	75%軽減	免税	

3. 中量車(車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック)

対象・要件等		税目		特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 <small>(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)</small> ・プラグインハイブリッド自動車		取得税		非課税		
		重量税	新車新規検査	免税※1		
<small>ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)</small>	<small>燃費性能 排出ガス性能</small>		<small>平成27年度燃費基準</small>			
	+5%	+10%	+15%～			
<small>ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)</small>	<small>平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減</small>		取得税	<small>50%軽減</small>	<small>75%軽減</small>	<small>非課税</small>
	重量税	新車新規検査	<small>免税</small>			
<small>ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)</small>	<small>平成17年排出ガス規制50%低減 又は 平成30年排出ガス規制25%低減</small>		取得税	<small>エコカー対象外</small>	<small>50%軽減</small>	<small>75%軽減</small>
	重量税	新車新規検査				
<small>ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)</small>	<small>平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減 又は 平成30年排出ガス規制適合</small>		取得税	<small>50%軽減</small>	<small>75%軽減</small>	<small>非課税</small>
	重量税	新車新規検査	<small>免税</small>			
<small>ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)</small>	<small>平成21年排出ガス規制適合</small>		取得税	<small>エコカー対象外</small>	<small>50%軽減</small>	<small>75%軽減</small>
	重量税	新車新規検査				

4. 重量車(車両総重量3.5t超のバス・トラック)

対象・要件等		税目		特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 <small>(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減)</small> ・プラグインハイブリッド自動車		取得税		非課税		
		重量税	新車新規検査	免税※1		
<small>ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)</small>	<small>燃費性能 排出ガス性能</small>		<small>平成27年度燃費基準</small>			
	+5%	+10%	+15%～			
<small>ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)</small>	<small>平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減 又は 平成28年排出ガス規制適合</small>		取得税	<small>50%軽減</small>	<small>75%軽減</small>	<small>非課税</small>
	重量税	新車新規検査	<small>免税</small>			

(自動車重量税の免税等の特例措置) 抜粋

- ・乗用自動車は、新車に係わる新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する措置の対象となるガソリン自動車及び石油ガス自動車は、平成32年度燃費基準値より90%以上燃費性能の良い自動車とする
- ・バス・トラックで車両総重量が2.5t以下のものは、新車に係わる新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する措置の対象となる自動車の範囲から、ガソリン自動車を除外する
- ・バス・トラックで車両総重量が2.5tを超えるものは、新車に係わる新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する措置の対象となる自動車の範囲から、ガソリン自動車及び軽油自動車を除外する

関係団体人事異動について

【関東運輸支局山梨運輸支局】

新所属先	氏名	旧所属
埼玉運輸支局長	森下 義幸	山梨運輸支局長
山梨運輸支局長	荷見 雄二	独立行政法人自動車事故対策機構埼玉支所長
関東運輸局観光部観光地域振興課長	渡邊 太朗	山梨運輸支局首席運輸企画専門官（企画調整）
山梨運輸支局首席運輸企画専門官（企画調整）	和田 喜則	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道助成部担当課長
多摩自動車検査登録事務所長	濱崎 宗裕	山梨運輸支局首席運輸企画専門官（登録）
山梨運輸支局首席運輸企画専門官（登録）	佐野 陽	山梨運輸支局運輸企画専門官（登録）
軽自動車検査協会神奈川事務所相模支所長	村松 泉	山梨運輸支局首席陸運技術専門官 (検査整備保安)
山梨運輸支局首席陸運技術専門官 (検査整備保安)	河合 竜一	軽自動車検査協会東京主管事務所八王子支所長
辞職	志田 悠次	山梨運輸支局運輸企画専門官（輸送監査）
山梨運輸支局首席運輸企画専門官付（輸送監査）	石渡 峻大	関東運輸局総務部安全防災・危機管理課
山梨運輸支局運輸企画専門官（登録）	圓淨 豊彦	多摩自動車検査登録事務所運輸企画専門官 (登録)
独立行政法人自動車技術総合機構関東検査部 山梨事務所自動車検査官補	小川 祐成	山梨運輸支局首席陸運技術専門官付（整備）
山梨運輸支局首席陸運技術専門官付（整備）	浅川 貴久	新規採用

【独立行政法人自動車技術総合機構 関東検査部 山梨事務所】

新所属先	氏名	旧所属
独立行政法人自動車技術総合機構関東検査部 八王子事務所長	日原 照幸	独立行政法人自動車技術総合機構関東検査部 山梨事務所長
独立行政法人自動車技術総合機構関東検査部 山梨事務所長	塩原 淳弘	関東運輸局自動車技術安全部整備課専門官
独立行政法人自動車技術総合機構関東検査部 神奈川事務所主席自動車検査官	今泉 良明	独立行政法人自動車技術総合機構関東検査部 山梨事務所主席自動車検査官
独立行政法人自動車技術総合機構関東検査部 山梨事務所主席自動車検査官	沼田 幸弘	独立行政法人自動車技術総合機構関東検査部 所沢事務所主席自動車検査官
独立行政法人自動車技術総合機構北海道検査部 札幌事務所自動車検査官補	藤坂 真生	独立行政法人自動車技術総合機構関東検査部 山梨事務所自動車検査官補

【軽自動車検査協会 山梨事務所】

新所属先	氏名	旧所属
埼玉事務所 所沢支所	佐々木 基志	山梨事務所
山梨事務所	加藤 孝順	札幌主管事務所 帯広事務所

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol.87

【内容】了解得ずに一方的に作業し、それで高額請求はおかしい

- ・車名：軽自動車
- ・登録年月：平成19年
- ・走行距離：75,000km
- ・相談日 平成30年8月28日

以前、I店（認証工場）にて軽自動車を購入。名義は相談者の奥様。前回の車検は大手カー用品販売店（指定工場）で受検したが、I店が奥様の実家のすぐ隣にあり、先般I店がチラシ（DM）を持参のうえ来訪し車検入庫を切望されたことから、今回I店へ車検依頼を行った。チラシ（DM）には、『諸費用は重量税、検査印紙、代行料等で計49,270円』、『その他、整備料金、交換部品代別途』と記載されていたとのこと。

8月24日に入庫。入庫時、①同車はK氏が平日仕事で使用しており、急いで車検をして欲しいこと、②交換部品や追加作業が発生した場合、事前に連絡をお願いしたいことを要望し、入庫メモへ連絡先を記入した。

8月28日、連絡がないため相談者の奥様よりI店に連絡したところ、車は出来上がっているとのこと。引取りに行くと9万円超えの金額を請求された。驚いたが、揉めるのが嫌で相談者の奥様はその場で全額支払った。

請求金額や整備の仕方、連絡等、了解を得ずに一方的に実施することは民法上おかしいのではないか？との苦情。

【対応】

8月28日、I店の店長へ電話し内容を照会。結果、以下の事実が判明した。

- ・I店の入庫メモには新連絡先は記入していない。I店は何度も以前PCに登録した携帯に連絡したが繋らなかった。
- ・相談者の奥様の実家がI店のすぐ近所であるにも拘わらず、何故伺わなかったのかとの問い合わせに対しては、忙しくて伺える状況ではないとのこと。
- ・連絡がとれないのに作業した理由は、依頼者が車検を急いでいたから。
- ・概算見積書は入庫時ではなく点検実施後に交付するが、連絡がとれなかった。

8月29日、相談者より着信あり。I店が相談者の奥様に「（電話番号）ここだったのですね」と言ったのは、着信履歴を確認した結果であったことを報告。その他、相談窓口が前日にI店より聴取した内容を相談者に説明したところ、相談者はI店に反省の意が無いのなら、裁判を起こすことも考えている旨を暴露。

8月30日、I店の店長へ、相談者との会話内容を説明した。更に、「今後は更に注意し作業します」等の謝罪をすることも一考して欲しい旨を伝えたが、I店は最善の方法をとったとの主張を変えないため、この件はここで終了とした。

大中小型トラック・バス長期使用車両の灯火装置の点検について

三菱ふそうトラック・バス株式会社

長期使用過程（10年を超える）車両において、結露等によるランプ内に水が浸入し、このままで使用を続けると、ショートして最悪の場合発煙に至ります。

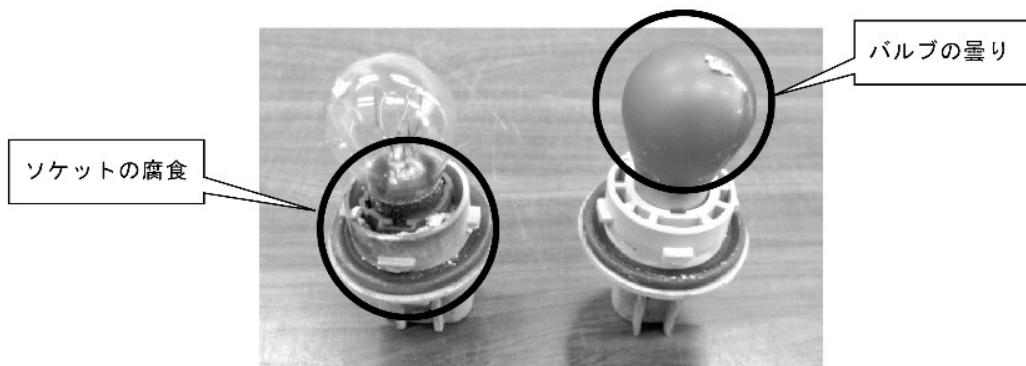
また、飛び石によるレンズ破損やバルブ交換時のソケットの閉め忘れ、ゴムパッキンの劣化や噛みこみ等により、水が浸入する可能性があるため、定期的な点検をお願いします。劣化、破損等が認められた際には、交換をお願いいたします。尚、レンズ部に著しい汚損等が確認されるものについては、特にご注意をお願いいたします。



レンズ部の曇りの状況



最終事象



バルブの（曇り）状況とソケットの腐食状況